平成２５年（フ）第１３７号
静岡市清水区草薙１丁目13番12号　エスワンビル３Ｂ
債務者　熊谷　史人
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３７号
京都府城陽市久世八丁44番地の７
債務者　久岡　　充
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月17日午後１時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３６号
沖縄県中頭郡北中城村字屋宜原242番地２、住民票上の住所沖縄県中頭郡北中城村字安谷屋152番地
債務者　安里　尚時
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２２４７号
福岡市西区拾六町４丁目30番３号１Ｆ
破産者　食育浪漫株式会社
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５号
千葉県香取市小見川5720番地１　菅谷アパート１号室
破産者　石橋　和子
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第３０３号
川崎市川崎区南渡田町１番１号
破産者　株式会社イスマンジェイ
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２７４３号
福岡市西区拾六町４丁目44番13号
破産者　有限会社シタマ
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７９５号
福岡県福岡市西区上山門２丁目39番13号
破産者　株式会社古賀
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２８６号
福岡市中央区大名２丁目２番１号
破産者　ラボ株式会社
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２８８号
宮崎市大字本郷南方3989―１
破産者　ＨＴＭＬ５株式会社
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３６５６号
北海道浦河郡浦河町大通３丁目40番地の１
破産者　株式会社ウエリントンサービス
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５４４号
仙台市青葉区一番町１丁目14番35号
破産者　東北海外旅行株式会社
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６５８号
埼玉県八潮市大字大曽根1479番地５
破産者　有限会社風間製作所
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６７４号
埼玉県三郷市番匠免１丁目25番地５　ボヌール三郷Ｂ―１、商業登記簿上の本店所在地東京都文京区本郷５丁目30番20号
破産者　有限会社クオリティ研究所
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４０３号
相模原市中央区千代田２丁目９番16号
破産者　亡小金丸浩之相続財産（開始決定時小金丸浩之）
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５７０号
相模原市南区上鶴間本町８丁目37番３号―102
破産者　有限会社はなぶさ設備
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１５９号
三重県鈴鹿市江島本町19番18号
破産者　山田　次夫
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１５号
京都府舞鶴市大字長浜小字宮谷801番の２
破産者　有限会社金海運輸
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
京都府舞鶴市字倉谷小字浜田1934番地１
破産者　森下運送有限会社
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係